

【10月1日開始】

国民年金保険料の育児免除制度が始まります

自営業者やフリーランス等の多様な働き方と育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、令和8年10月より、子を養育する国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になる（誕生日の前月）までの国民年金保険料の納付が免除となる制度が始まります。

▶対象となる方

令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する「国民年金第1号被保険者」である実父母・養父母。子を養育する要件として、以下のすべてを満たしている必要があります（所得要件はありません）。

- (1) 子と身分（親子）関係が継続していること
- (2) 子と同一住所であること

※ 第1号被保険者であれば、夫婦ともに育児免除制度の対象です。

※ 法律上の親子関係がある子（実子および養子）に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。

▶産前産後免除と育児免除の適用関係

	-1月	出産月	+1月	+2月	+3月	～	1歳の誕生日の前月まで
母親	産前産後免除	産前産後免除	産前産後免除	産前産後免除	育児免除	～	育児免除
父親		育児免除	育児免除	育児免除	育児免除	～	育児免除

▶育児免除期間の取扱い

- ・育児免除期間として「保険料の納付が免除された期間」は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- ・すでに保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている期間についても、届出することで育児免除期間として取り扱われます。
- ・保険料を納付している期間の保険料は充当または還付になります。
- ・育児免除期間中も付加保険料（月額400円）を納付することができます。

▶届出について

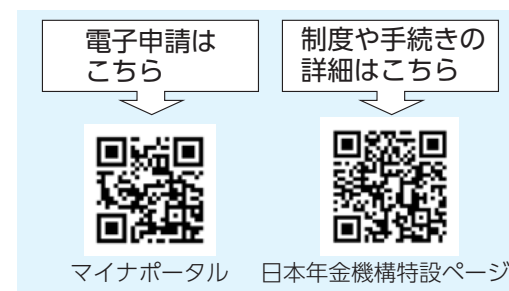
○届出はスマホでOK！電子申請がかんたん便利

基本的に、書類を添える必要はありません。
スマホで24時間365日、電子申請ができます。

○役場窓口で届出する場合

以下の書類が必要になります。

- ・基礎年金番号がわかるもの（基礎年金番号通知書、年金手帳など）または、マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
- ・本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）
- ・①「親又は子が外国籍である場合」、②「特別養子縁組の監護期間にある子」、③「養子縁組里親に委託されている子」、④「当該被保険者を養子縁組里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより、養育里親として委託されている子」の届出については、別途、証明書が必要になるため、下記までお問い合わせください。



対象となる方は
届出が必要です！

【問合せ先】 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278
茨城町 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）

いばらき出会いサポートセンター『出張相談・登録会 in 茨城町』

茨城のハッピーな出会いと結婚、であイバが応援します！

いばらき出会いサポートセンター（であイバ）は、独身の方の出会いの場づくりのため、県が労働団体と共同で設立した組織です。
センターでは、下記により結婚相談・登録会を開催します。



- ▶日時 10月24日（土）午前10時30分～午後4時
- ▶場所 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」 検診室
- ▶対象 結婚を希望する独身の方やご家族など、どなたからの相談にも対応します。
- ▶料金 無料
- ▶予約 不要
- ▶その他 当センターへの登録手続きが行えます（別途、登録料がかかります）。
本人確認面談が必要となるため、事前にセンターホームページから「入会申込」と「来所予約(出張登録会)」を行ったうえでお越しください。



ホームページは
こちら

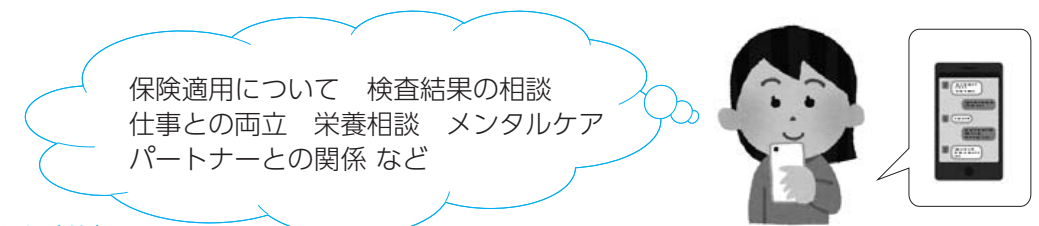
【問合せ先】 一般社団法人いばらき出会いサポートセンター（水戸センター） ☎ 029-224-8888

茨城県在住・在学・在勤の方 対象

無料

いばらき妊活・不妊オンライン相談

妊娠・出産をとりまく様々な悩み、スマホから相談してみませんか？
テキストメッセージやZoom等を使った相談で気軽に、男女問わず、匿名で無料相談ができます。
看護師や臨床心理士をはじめとした専門職に、ライフステージごとにかかる、からだところのお悩みを気軽に相談できます。



<利用手順>

① LINE の友だち追加

LINE ID
@famione-support



こちらから、
メールアドレス
でも登録可能
です。

② LINE アカウントで会員登録

③ 初回チェックシートの入力・送信

④ クーポンコードの入力

茨城県在住・在学・在勤の方限定クーポンコード
ibrk 茨城県〇〇（〇〇には住所や勤務地の市町村名を入力）

⑤ テキスト相談または Zoom での通話相談を選択して相談

例) ibrk 茨城県茨城町

【問合せ先】 茨城県 少子化対策課 ☎ 029-301-3257（直通）